

第 2 1 号 議 案

新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 1 項の規定による新宿区（以下「区」という。）における乳児等通園支援事業（新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年新宿区条例第 45 号）第 1 条に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施場所)

第 2 条 区長は、新宿区規則（以下「規則」という。）で定める場所において乳児等通園支援事業を実施するものとする。

(利用区分)

第 3 条 乳児等通園支援事業の利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 日ごとの単位による利用
- (2) 時間ごとの単位による利用

(利用時間)

第 4 条 乳児等通園支援事業の利用時間は、月曜日から金曜日までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(休業日)

第 5 条 乳児等通園支援事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用できる者)

第 6 条 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、出生の日から 6 月を経過した乳児（法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第 2 号に規定する幼児をいう。）（第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に掲げる施設に入所し、又は第 3 号に掲げる事業による保育を受けている者を除く。）であって、3 歳

に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの（区長が別に定める者を除く。）（以下「対象乳幼児」という。）とする。

- (1) 法第 39 条第 1 項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- (3) 法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等
- (4) 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 1 条に定める施設
（利用料）

第 7 条 対象乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）は、第 2 条の場所において対象乳幼児が乳児等通園支援事業を利用したときは、利用料を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する利用料の日額は、対象乳幼児 1 人につき次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 3 条第 1 号に掲げる利用区分 2,400 円
- (2) 第 3 条第 2 号に掲げる利用区分 300 円に乳児等通園支援事業を利用した時間を乗じた額

3 前項の規定にかかわらず、乳児等通園支援事業を利用した日において保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合は、第 1 項の規定により納付する利用料は、無料とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、保護者及び保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による区市町村民税を課されない者である場合（前項に規定する場合を除く。）は、第 1 項の規定により納付する利用料の日額は、第 2 項各号に定める額の 2 割に相当する額とする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、保護者及び保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による区市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満である場合（前 2 項に規定する場合を除く。）は、第 1 項の規定により納付する利用料の日額は、第 2 項各号に定める額の 3 割に相当する額とする。

6 第2項の規定にかかわらず、区長が対象乳幼児及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、第1項の規定により納付する利用料を軽減することが適当であると認める場合（前3項に規定する場合を除く。）は、第1項の規定により納付する利用料の日額は、第2項各号に定める額の5割に相当する額とする。

（利用料の決定通知等）

第8条 区長は、利用料を決定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、保護者に通知しなければならない。

（規則への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、区の区域内に住所を有する対象乳幼児が乳児等通園支援事業を利用した場合において、第7条第1項の規定により納付する利用料は、同条第2項の規定にかかわらず、無料とする。この場合において、第8条の規定は、適用しない。

（提案理由）

新宿区における乳児等通園支援事業の実施に関し、利用時間、利用できる者、利用料等必要な事項を定めるとともに、区民の利用料を無料とする特例措置を講ずる必要があるため